

福井県死因究明等推進協議会設置要綱

（目的）

第1条 死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）第30条の規定に基づき、死因究明等の推進を図るため、福井県死因究明等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。協議会の運営に関し必要な事項は、この要綱に定めるものとする。

（協議事項）

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 死因究明等の施策に関する事項
- (2) 死因究明における人材育成および資質向上に関する事項
- (3) 検案、解剖等の実施体制の充実にに関する事項
- (4) 死因究明により得られた情報の活用に関する事項
- (5) その他死因究明等の推進に必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる知事部局、警察部局、検察庁、海上保安庁、保健医療関係者、学識経験者、その他福井県において死因究明等を実施する機関に属する者から12名以内の委員をもって組織する。

2 協議事項により必要があると認めるときは、その都度、当該協議事項に関して専門的知識を有する者をオブザーバーとして出席させることができる。

（会長）

第4条 協議会に、会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出することとする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が務める。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、会長に指揮を受け、部務を掌握し、部会の経過および結果を会長に報告する。

5 部会のその他に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、または意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福井県健康福祉部地域医療課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月8日から施行する。

(別表)

機関または団体 (所属)
福井県健康福祉部
福井県警察本部
福井地方検察庁
海上保安庁第八管区海上保安部
一般社団法人福井県医師会
福井県警察医会
一般社団法人福井県歯科医師会
福井県警察歯科医会
一般社団法人福井県薬剤師会
国立大学法人福井大学医学部
福井県保健所長会